

令和 7 年度大磯町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度大磯町の一般会計補正予算（第 8 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62, 120 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13, 804, 769 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 13 日提出

大磯町長 池田 東一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
11 地方交付税	
	1 地方交付税
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
17 財産収入	
	1 財産運用収入
19 繰入金	
	2 基金繰入金
21 諸収入	
	4 受託事業収入
22 町債	
	1 町債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,750,000	238,020	1,988,020
1,750,000	238,020	1,988,020
2,083,894	52,538	2,031,356
1,172,772	35,294	1,208,066
903,307	87,832	815,475
906,816	6,725	913,541
538,743	8,653	547,396
261,390	726	260,664
106,683	1,202	105,481
48,842	4,505	53,347
34,292	4,505	38,797
949,221	30,800	918,421
912,285	30,800	881,485
369,116	5,208	374,324
117,526	5,208	122,734
862,600	109,000	753,600
862,600	109,000	753,600
13,742,649	62,120	13,804,769

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	5 統計調査費
	7 地域協働費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
	2 清掃費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
8 土木費	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
13 諸支出金	1 土地開発基金費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,672,292	167,555	2,839,847
1,591,313	315,316	1,906,629
152,985	9,659	143,326
16,672	1,202	15,470
665,847	136,900	528,947
4,640,816	65,822	4,574,994
2,533,653	38,321	2,571,974
2,107,063	104,143	2,002,920
1,304,597	27,737	1,276,860
398,542	8,800	389,742
906,055	18,937	887,118
118,510	679	117,831
114,102	690	113,412
3,823	11	3,834
1,737,334	138	1,737,472
348,890	0	348,890
856,669	138	856,807
691,746	2,126	689,620
691,746	2,126	689,620
1,310,748	9,420	1,301,328
389,582	8,308	381,274
347,907	2,811	350,718
178,380	4,000	174,380
210,386	77	210,463
747	211	958
747	211	958
13,742,649	62,120	13,804,769

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳運営事務事業	1,848
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	910
8 土木費	2 道路橋りょう費	国府橋周辺道路整備事業	36,162

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
戸籍住民基本台帳運営事務事業 (システム移行委託料)	令和7年度から令和8年度まで	10,054
令和8年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和7年度から令和8年度まで	令和8年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかる金額

第4表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園等施設更新事業	30,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	30,800			